

1 議 事 日 程（第 1 日）

（令和 5 年第 4 回有田川町議会定例会）

令和 5 年 1 2 月 5 日

午前 9 時 3 0 分開会

於 議 場

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 仮議長を選任を議長に委任する件
- 日程第 5 閉会中の所掌事務調査並びに所管事務調査報告について
- 日程第 6 議案第 79 号 令和 5 年度有田川町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 7 議案第 80 号 令和 5 年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 8 議案第 81 号 令和 5 年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 9 議案第 82 号 令和 5 年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 10 議案第 83 号 令和 5 年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 11 議案第 84 号 令和 5 年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 12 議案第 85 号 令和 5 年度有田川町下水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 13 議案第 86 号 有田川町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 14 議案第 87 号 有田川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 15 議案第 88 号 有田川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 16 議案第 89 号 有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 17 議案第 90 号 有田川町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 18 議案第 91 号 有田川町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 19 議案第 92 号 有田川町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 20 議案第 93 号 有田郡老人福祉施設事務組合規約の改正に関する協議について
- 日程第 21 議案第 94 号 令和 4 年度（仮称）新しみず温泉新築工事（建築工事）の請負変更契約について
- 日程第 22 議案第 95 号 令和 5 年度（仮称）新しみず温泉新築工事（電気設備工事）の請負変更契約について

日程第23	議案第96号	令和5年度（仮称）新しみず温泉新築工事（機械設備工事）の請負変更契約について
日程第24	議案第97号	令和5年度（仮称）金屋学童保育施設新築工事（建築工事）の請負契約について
日程第25	議案第98号	有田川町木材利用促進加工施設の指定管理者の指定について
日程第26	議案第99号	有田川町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
日程第27	議案第100号	有田川町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
日程第28	議案第101号	有田川町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
日程第29	議案第102号	有田川町教育委員会教育長の任命の同意について
日程第30	議案第103号	有田川町教育委員会委員の任命の同意について
日程第31	議案第104号	有田川町道路線の認定について
日程第32	議案第57号	令和4年度有田川町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第33	議案第58号	令和4年度有田川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第34	議案第59号	令和4年度有田川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第35	議案第60号	令和4年度有田川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第36	議案第61号	令和4年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第37	議案第62号	令和4年度有田川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第38	議案第63号	令和4年度有田川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第39	議案第64号	令和4年度有田川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第40	議案第65号	令和4年度有田川町簡易排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第41	議案第66号	令和4年度有田川町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第42	議案第67号	令和4年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第43	議案第68号	令和4年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第44	議案第69号	令和4年度有田川町栗生財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第45 議案第70号 令和4年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第46 議案第71号 令和4年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第47 議案第72号 令和4年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について

2 出席議員は次のとおりである（14名）

1番	濃 添 勇 作	2番	栗 山 昌 之
3番	本 下 雅 敏	4番	椿 原 竜 二
5番	中 島 詳 裕	6番	星 田 仁 志
8番	谷 畑 進	9番	西 弘 義
10番	林 宣 男	11番	岡 省 吾
12番	森 谷 信 哉	13番	堀 江 眞智子
14番	増 谷 憲	15番	殿 井 堯

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

9番	西 弘 義	13番	堀 江 眞智子
----	-------	-----	---------

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（14名）

町 長	中 山 正 隆	副 町 長	坂 頭 徳 彦
住 民 税 務 部 長	青 石 万 紀 子	福 祉 保 健 部 長	井 本 英 克
総 務 政 策 部 長	井 上 光 生	消 防 長	高 井 永 行
産 業 振 興 部 長	細 野 正 人	建 設 環 境 部 長	竹 中 幸 生
清 水 行 政 局 長	中 谷 芳 尚	総 務 課 長	原 秀 文
財 務 課 長	山 縣 和 弘	企 画 調 整 課 長	林 光 彦
教 育 長	片 嶋 博	教 育 部 長	小 澤 俊 彦

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事 務 局 長	中 屋 正 也	書 記	細 野 鶴 子
---------	---------	-----	---------

8 議事の経過

開会 9時30分

○議長（谷畑 進）

おはようございます。

ただいまの出席議員は14人であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第4回有田川町議会定例会を開会します。

~~~~~

開議 9時30分

○議長（谷畑 進）

本日の会議を開きます。

なお、議事日程については、お手元に配付のとおりであります。

……………日程第１ 会議録署名議員の指名……………

○議長（谷畑 進）

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第１２６条の規定により、議長において９番、西弘義君、１３番、堀江眞智子君を指名します。

……………日程第２ 会期の決定……………

○議長（谷畑 進）

日程第２、会期の決定についてを議題とします。

１１月２７日に開催されました議会運営委員会の結果について御報告願います。

議会運営委員会委員長、殿井堯君。

○議会運営委員会委員長（殿井 堯）

おはようございます。

議長御指名がありましたので、議会運営委員会の開催結果について御報告を申し上げます。

去る１１月２７日、午前９時３０分から議会運営委員会を開催し、本定例会の会期並びに日程、各常任委員会の開催日等について協議いたしました。

その結果、会期につきましては、本日から１２月１９日までの１５日間とさせていただきます。一般質問は１４日、１５日としております。

また、本日の議事日程については、お手元に配付されている日程表のとおりといたしたいと思います。

日程第６から日程第３１までの議案２６件については一括上程を行い、それぞれ当局からの提案理由の説明を求め、その後、全員協議会において御審議いただきたいと思います。

また、全員協議会終了後、日程第６、議案第７９号から日程第９、議案第８２号まで、日程第１２、議案第８５号、日程第１５、議案第８８号から日程第１６、議案第８９号まで、日程第３２、議案第５７号から日程第４７、議案第７２号までの２３件については、本日、審議をお願いいたしたいと思います。

この会期、日程等に御賛同を賜り、円滑な議会運営ができますよう、議員各位の御協力をお願い申し上げまして御報告といたします。よろしく申し上げます。

○議長（谷畑 進）

お諮りします。

ただいまの委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は、本日から１２月１９日までの１５日間にしたいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から１２月１９日までの１５日間に決定しました。

……………日程第３ 諸般の報告……………

○議長（谷畑 進）

日程第３、諸般の報告を行います。

本定例会に町長より提出された案件は、議案２６件であります。

また、本日の説明員は町長ほか１３人であります。

次に、監査委員より、令和５年８月、９月、１０月分の例月現金出納検査結果報告書及び令和４年度における財政援助団体監査報告書をお手元に配付しておりますので、報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

……………日程第４ 仮議長の選任を議長に委任する件……………

○議長（谷畑 進）

日程第４、仮議長の選任を議長に委任する件を議題とします。

お諮りします。

正副議長とともに事故があるときに対応し、滞りなく議会運営を行うため、地方自治法第１０６条第３項の規定により、この会期中における仮議長の選任を議長に委任願いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

よって、この会期中における仮議長の選任を議長に委任することに決定しました。

それでは、この会期中における仮議長として、１５番、殿井堯君を指名します。

……………日程第５ 閉会中の所掌事務調査並びに所管事務調査報告について……………

○議長（谷畑 進）

日程第５、閉会中の所掌事務調査並びに所管事務調査報告についてを行います。

閉会中に広報広聴常任委員会、総務文教福祉常任委員会、議会運営委員会による視察研修が実施されておりますので、委員長から報告をお願いいたします。

広報広聴常任委員会委員長、増谷憲君。

○広報広聴常任委員会委員長（増谷 憲）

皆さん、おはようございます。ただいま議長から御指名いただきましたので、議会広報広聴常任委員会を代表いたしまして委員長の私、増谷から視察研修の報告を行わせていただきます。

去る９月２６日、２７日にかけて全国町村議会広報研修会、そして大井町議会の広

聴活動について視察研修を行いました。

まず初日は、全国町村議会広報研修会に参加しましたが、各講師の先生からは、広報を作成する上での編集で考えていかなければならないのは、読まれているかという点でありました。それで、3つの点を強調されていました。

まず第1点目は、写真や新聞記事などを載せる場合、著作権や肖像権、プライバシー権などの権利侵害が起こる可能性があり、確認は十分に行う必要があるという点であります。

第2点目は、町民の皆さんに読んでもらうためには、具体的で分かりやすく、印象深く伝えることを強調し、企画力や編集力、デザイン力が大事だという点であります。

第3点目は、やってはいけない紙面づくりとして、どんな人を相手につくるか、目を引くレイアウトとして写真や配置、シンプルな見出しと字体の変化が必要だと指摘されました。

参加した委員からは、指摘していた点は大変重要であり参加してよかった、広報委員として常に研さんし、努力していく必要があると痛感いたしました。

2日目は、神奈川県大井町議会の広聴活動について視察研修をしました。

大井町議会の広聴活動は、議会基本条例に基づき、町民への情報発信として行っています。議長を除く全員が広報分科会と広聴分科会のいずれかに所属し、全体の責任者が副議長となっているのが特徴です。年1回、広聴として議会報告会を行っています。町の面積は約14平方キロメートルしかないため、3か所から4か所の会場での開催で済みます。これまでの平均参加人数は50人から80人の間です。毎年、3月の予算議会が終わってから行うとなっており、3月議会で提案された新規事業の説明や議員の質疑・質問の内容を主に報告し、そして質問を受けるという形で行っています。

しかし、13年間も開催してくると参加者の減少や固定化などがあり、開催方法を見直し、令和5年度からざかい c a f éと名前を変え、町民が集まる場所へ出向き、議員2人が1組となり、3つのテーブルを設けて自由に話合いができるようにしています。このような活動を通じて議会の取組が理解されるようになってきたと言います。

その他として注目したのは、子ども議会についてでありました。将来の町の担い手になってほしいという大きな目標で、小中学生を対象に子ども議会を開催したり、また議場体験ツアーも行っています。

今、全国的に議会は広聴活動を行ってきていますが、何年も続けることの大変さや参加してもらう努力の問題があるということも痛感いたしました。こうした中で全国の事例も踏まえながら当議会としてまだ1回しか開催しておらず、議会の活動を理解してもらえんという大きな目標を持って、長く続けられるよう創意工夫をしながら取り組んでいくことが重要だと認識しました。

以上、議会広報広聴常任委員会からの報告を終わります。

○議長（谷畑 進）

続いて、報告をお願いいたします。

総務文教福祉常任委員会委員長、星田仁志君。

○総務文教福祉常任委員会委員長（星田仁志）

おはようございます。議長の許可をいただきましたので、報告させていただきます。

去る１０月１６日から１７日にかけて、東京都国立市と神奈川県川崎市で総務文教福祉常任委員会の視察研修を行いました。

１日目は、ＮＰＯ法人くにたち農園の会が運営している認定こども園、国立富士見台団地風の子という施設で、トレーラーハウスを活用した保育施設を視察いたしました。

園の概要は、１９６７年に団地の自主保育事業で認可外保育施設として設立され、２０２０年４月に認定こども園として開園しています。園児は３５人で、運営体制は園長、保育士、栄養士、看護師など職員８人で、思いっきり遊べる元気な子という保育目標で運営されていました。

トレーラーハウスを導入した理由は、以前は団地の集会所を借りて運営していましたが、その隣に新築するに当たり、ＵＲ都市機構の国立富士見台団地の敷地であるため、そこに新たに建物を建築することが難しかったため、こども園舎の移動が可能であることでＵＲ都市機構から園舎の土地を１０年間の使用貸借で契約し、こども園を建築することができたということが導入理由でした。

建物については、北海道の株式会社アーキビジョンという業者に依頼して設置したということです。建築費は約１億円で、建築面積は約２５０平方メートル、木造平屋で縦２．５メートル、横１２メートルのトレーラーハウスを９台連結させていました。ただし、このトレーラーハウスはタイヤのついていないもので、基礎の上へ設置しているものでした。

トレーラーハウスのメリットとしては、建築の工期が非常に短く、建築場所を占有する期間が１か月と短くて済むこと、また耐震や断熱が優れているということでした。デメリットとしては、部屋と部屋との防音性が悪く、音が響くのでお昼寝のときはその部屋では遊べない、また業者が遠方だったので打合せやアフターケアがうまくできなかったということでした。

２日目は、川崎市にある株式会社スペース・イマジネーションのトレーラーハウスの展示場へ行き、各種サイズの違うトレーラーハウスを見学し説明を受けました。見学した施設は、縦３．５メートル、横１１メートルで、室内にはトイレ、キッチンなどが整備され、室内に入れば通常の建設された家屋と全く変わらない内容でした。学童保育の施設として使用する場合には、おおむねトイレを設置するだけでいいと思いますので、概算で約７００万円ぐらいでできるのではないかと説明がありました。あと、手洗いや災害などの非常時を考慮して、発電機の設置が必要であると感じまし

た。

本町の学童保育の施設として、固定された建設物ではなく、学童の利用者数が変化することを考えると、移動して移転ができるトレーラーハウスはユーティリティーがあり、また大規模災害時に避難場所としての移転も可能であると思います。

2日間の研修を終え、トレーラーハウスの施設ということで天井が低くて手狭感がありましたが、不要になったら移動ができることで、ほかの施設として活用できるなどが考えられると思いました。町の人口減少が進む中、子育て支援を充実させるために施設を建設する際には、施設の有効活用などさらなる研究を重ね取り組んでいく重要性を感じました。

以上で、総務文教福祉常任委員会の行政視察の報告を終わります。

○議長（谷畑 進）

続いて、報告をお願いいたします。

議会運営委員会委員長、殿井堯君。

○議会運営委員会委員長（殿井 堯）

議長許可をいただきましたので、議会運営委員会の視察の報告をさせていただきます。

11月13日、14日の2日間、近年、議員定数と議員報酬を改正した福井県おおい町、京都府伊根町へ視察研修を行いました。

最初に訪れたおおい町は、平成23年の議会基本条例策定から議会へ民意の反映と情報公開を充実し、議決機関としての責任を果たすことを目的として議会の改革が始まっています。

この議会改革の中で議員定数の見直し、議員報酬の検討を行っており、議員定数の見直しについては、近隣の高浜町の条例改正で16人から14人への減員に合わせて検討を行い、人口が合併時の9,216人から令和4年8月の7,984人に15%減少したことや、各種常任委員会では7名から8名が必要、町民への議会報告会・出前懇談会などの意見聴取などを実施し、現状維持や減らすべきなどの様々な意見を調整しながら議員提案で条例改正し、14人から13人に変更しております。

議員報酬については、首長の月額報酬に議員の活動日数に割合を掛けて額を算出する原価方式を用いて算出されています。積算した結果、首長は318日に対して議員の活動日数は107日と算出し、議員報酬を算出したということです。報酬の増額に対して町民から批判はほぼなく、仕事するなら相応の報酬を支払うのは当たり前との考えが町民に浸透しているので、反対は少なかったということです。町民に議会の在り方を理解していただき、必要な報酬は支払うという考えを感じました。

次に訪れた伊根町は舟屋で有名な町で、一次産業で農業と漁業が中心の特に漁業は京都府下の25%を占めているが、農業についても放棄地が広がるなど過疎化の進んでいる町であります。



議員のほとんどは、生活の安定している地元の代表者になっていて、その議員に任せていけば問題はないという考え方が主流であると感じました。議員定数は商工会からの意見もあったが、前回の選挙で欠員が出たので自主的に進めたとのこと。議員報酬の算定については議論を行い、最終、原価方式で首長の給与の21.9%で15万1,000円となったということです。

両町とも議員報酬については、原価方式を用いて算出していますが、おおい町は年金収入のある退職者が多く、伊根町は全員副業を持っている議員で、生活費についても現時点ではあまり心配しなくてもよい方が多いという状況であると感じました。

本町では、人口、面積等も考慮し、定数の増減や報酬の増額については、おおい町や昨年研修調査を行った寒川町や愛川町の状況も十分考慮し、町民の皆様に議会を理解していただき、今後、議会の在り方を検討していく必要があると感じております。特に若年者の議会参加はどのように推進するかを第一課題に考え、改革を進めていく必要があると提言して、議会運営委員会の視察研修報告とさせていただきます。

○議長（谷畑 進）

以上で、閉会中の所掌事務調査並びに所管事務調査の報告を終わります。

お諮りします。

日程第6から日程第31までの議案26件を一括議題としたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

したがって、日程第6から日程第31までの議案26件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

おはようございます。

令和5年第4回有田川町議会定例会の提案理由の説明をさせていただきたいと思っております。

本日、ここに令和5年第4回有田川町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、何かとお忙しい中、御参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

それでは、ただいま上程させていただきました議案について、御説明を申し上げます。

議案第79号は、令和5年度有田川町一般会計補正予算第6号であります。今回の補正の主なもので共通するものといしましては、職員の給与に関する条例の改正に伴う、給料、期末手当、勤勉手当、共済組合負担金など、人件費の補正を行っております。人件費以外の主なものといしましては、2款総務費の財産管理費では、庁舎

の修繕料として１０３万７，０００円を、情報通信基盤施設費では、保守点検料として４２６万８，０００円を、３款民生費の障害者福祉費では、障害福祉サービス費として３，０６７万円を増額し、老人福祉費では、地域介護・福祉空間整備等施設整備事業補助金を１，５４０万円減額し、児童福祉総務費では、低所得の子育て世帯生活支援特例給付金として６００万円を、乳幼児医療費として１，２００万円を、子ども医療費として１，６００万円を、児童措置費では、児童発達支援事業給付費補助金として１，１０６万３，０００円を、母子福祉費では、ひとり親家庭医療費として３３０万円を、災害救助費では、災害義援金として９８万円を、６款農林水産業費の農地費では、小規模土地改良事業及び緊急自然災害防止対策事業の工事請負費として１，２００万円を、林道新設改良費では、緊急自然災害防止対策事業として７５０万円を、７款商工費の観光費では、しみず温泉新築工事費として２，０００万円を、９款消防費の消防施設費では、拠点機能形成車の保管用テント工事として５４０万円を、消防団詰所などの改修補助金として１１４万７，０００円を、災害対策費では、衛星携帯電話のアンテナ設置委託料として１２６万円を、１０款教育費の小学校費では、藤並小学校のエアコン設置工事費として７，４９１万円を、青少年健全育成事業費では、海外研修委託料として１，０２３万円を減額し、学校給食費では、物価高騰に伴う給食用材料費支援補助金として３５１万円を、１１款災害復旧費のその他公共施設災害復旧費では、情報通信設備の修繕料として５１９万１，０００円を、１２款公債費の元金では、財政融資資金などの繰上償還金として７億６，１５２万２，０００円をそれぞれ計上した結果、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ１０億２，８６２万１，０００円を追加し、補正後の予算総額は２０８億４，８０５万８，０００円と相まりました。なお、補正額の財源といたしましては、町税、国庫及び県支出金、繰入金、繰越金、町債などを充てることにいたしております。また、債務負担行為の追加及び補正、地方債の補正につきましても、御審議を願うものであります。

議案第８０号は、令和５年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第２号であります。今回の補正の主なものは、職員の給与に関する条例の改正に伴う、給料、期末手当、勤勉手当、共済組合負担金などの人件費の補正を行うとともに、高額医療費として８００万円を計上した結果、今回の補正総額は１，００６万１，０００円を追加し、補正後の予算総額は３６億２，７３５万６，０００円と相まりました。なお、補正額の財源といたしましては、県支出金、繰入金を充てることにしております。

議案第８１号は、令和５年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算第２号であります。今回の補正は、職員の給与に関する条例の改正に伴う、給料、期末手当、勤勉手当、共済組合負担金などの人件費の補正を行うとともに、広域連合納付金として１，２４６万円を計上した結果、今回の補正総額は１，２６１万５，０００円を追加し、補正後の予算総額は８億４０８万８，０００円と相まりました。なお、補正額の財源といたしましては、繰入金、繰越金を充てることにしております。

議案第 8 2 号は、令和 5 年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第 2 号であります。今回の補正は、職員の給与に関する条例の改正に伴う、給料、期末手当、勤勉手当、共済組合負担金などの人件費の補正を行うとともに、電算システム改修委託料として 2 8 0 万 5, 0 0 0 円などを計上した結果、今回の補正総額は 4 6 9 万 2, 0 0 0 円を追加し、補正後の予算総額は 3 3 億 2, 3 8 8 万 5, 0 0 0 円と相なりました。なお、補正後の財源といたしましては、国庫支出金、繰入金等を充てることについてしております。

議案第 8 3 号は、令和 5 年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計補正予算第 1 号であります。今回の補正は、原油価格・物価高騰に伴う特別養護老人ホームへの支援金として 1 0 4 万 5, 0 0 0 円を計上し、補正後の予算総額は 1, 2 0 4 万 6, 0 0 0 円と相なりました。

議案第 8 4 号は、令和 5 年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算第 2 号であります。今回の補正は、リラクゼーション業務委託料として 2 3 万 2, 0 0 0 円を追加計上し、補正後の予算総額は 9, 1 7 9 万 4, 0 0 0 円と相なりました。

議案第 8 5 号は、令和 5 年度有田川町下水道事業会計補正予算第 3 号であります。今回の補正は、収益的支出で職員の給与に関する条例の改正に伴う人件費の補正として 5 7 万 6, 0 0 0 円を計上しております。

議案第 8 6 号は、有田川町行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてであります。令和 5 年度をもって地籍調査事業の現地調査が終了し、事務事業量が減少するため組織機構を見直し、地籍調査課を税務課へ統合するため本条例の一部を改正するものであります。

議案第 8 7 号は、有田川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。令和 5 年 6 月 9 日に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、同法律別表第 2 が廃止されることにより、本条例においても所要の改正を行うものであります。

議案第 8 8 号は、有田川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。令和 5 年人事院勧告並びに令和 5 年和歌山県人事委員会勧告に鑑み、これに準じ職員の給与について所要の改正を行うものであります。主な改正内容は、民間企業の動向等を踏まえ、初任給及び若年層の給料表の引上げ、期末手当については、支給月額を現行の年間 2. 4 0 月分から 2. 4 5 月分に 0. 0 5 月分引き上げ、勤勉手当については、支給月額を現行の年間 2. 0 0 月分から 2. 0 5 月分に 0. 0 5 月分引き上げるため、所要の改正を行うものであります。

議案第 8 9 号は、有田川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。令和 5 年 5 月 1 9 日に全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律、令和 5 年 7 月 2 0 日に全世代対応型の

持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の改正に伴う関係政令の整備に関する政令がそれぞれ公布され、国民健康保険税の改正部分が令和6年1月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正するものであります。主な改正内容は、国民健康保険税の納税義務者またはその世帯に属する被保険者が出産する場合について、所得割額及び均等割額を出産月を含め4か月間、多胎の場合は6か月間減額するものであります。

議案第90号は、有田川町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。令和4年6月1日より動物の愛護及び管理に関する法律が改正され、販売される犬猫にマイクロチップの装着と、装着されたマイクロチップ情報を環境大臣指定の指定登録機関に登録することが義務づけられることにより、マイクロチップ情報を指定登録機関に登録している場合は、自治体への登録とみなすことができるようになったため、令和6年4月よりマイクロチップ情報を指定登録機関に登録し、本町での犬の登録とみなす場合は鑑札の発行は行わず、登録手数料の徴収をしないこととするため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第91号は、有田川町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、熊井地区農業集落排水処理施設を廃止し、有田川町公共下水道汚水処理施設へ統合することにより、本条例の有田川町農業集落排水処理区域より熊井地区農業集落排水処理施設を削除するものであります。また、使用料につきましては、公共下水道と同様の算定とするため、現行の人数割から従量制に変更するものであります。

議案第92号は、有田川町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてであります。消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正により、蓄電池設備に係る基準並びに固体燃料を用いた火気設備の離隔距離が見直されたことに伴い、本条例において所要の改正を行うものであります。

議案第93号は、有田郡老人福祉施設事務組合理約の改正に関する協議についてであります。有田郡老人福祉施設事務組合理約の一部改正について、地方自治法の規定により議会の議決をお願いするものであります。改正内容は、有田郡老人福祉施設事務組合の経費の支弁方法について、関係町の分担割合の均衡を図るため、各町の分担割合を変更するものであります。

議案第94号は、令和4年度（仮称）新しみず温泉新築工事（建築工事）の請負変更契約についてであります。今回の変更は、令和5年3月30日に締結した令和4年度（仮称）新しみず温泉新築工事（建築工事）の請負契約金額を986万9,200円増額し、変更後の契約金額を4億4,316万5,800円としたいので、変更契約を締結するに当たり議会の議決をお願いするものであります。

議案第95号は、令和5年度（仮称）新しみず温泉新築工事（電気設備工事）の請

負変更契約についてであります。今回の変更は、令和５年６月６日に締結した令和５年度（仮称）新しみず温泉新築工事（電気設備工事）の請負契約金額を１６万５，０００円増額し、変更後の契約金額を４，７６８万５，０００円としたいので、変更契約を締結するに当たり議会の議決をお願いするものであります。

議案第９６号は、令和５年度（仮称）新しみず温泉新築工事（機械設備工事）の請負変更契約についてであります。今回の変更は、令和５年６月６日に締結した令和５年度（仮称）新しみず温泉新築工事（機械設備工事）の請負契約金額を６８４万２，０００円増額し、変更後の契約金額を１億４，９３１万４，０００円としたいので、変更契約を締結するに当たり議会の議決をお願いするものであります。

議案第９７号は、令和５年度（仮称）金屋学童保育施設新築工事（建築工事）の請負契約についてであります。令和５年度（仮称）金屋学童保育施設新築工事（建築工事）を施工するため、令和５年１１月９日、指名競争入札に付したところ、有田郡有田川町大字中野３０５番地１、株式会社平岡鉄工所、代表取締役 中井基博氏が落札いたしましたので、５，５５５万円で工事請負契約を締結するに当たり議会の議決をお願いするものであります。

議案第９８号は、有田川町木材利用促進施設の指定管理者の指定についてであります。有田川町大字清水１７１６番地１、有田川町木材利用促進加工施設の指定管理について、有田川町公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例第２条第３号の規定を適用し、有田川町大字川口５番地３、株式会社清建設を選定したいので、同条例第４条及び地方自治法第２０４条の２第６項の規定により議会の議決をお願いするものであります。

議案第９９号から議案第１０１号は、有田川町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めるものであります。

議案第９９号は、有田川町固定資産評価審査委員会委員、有田川町大字東丹生図２７番地、栗生幸也氏の任期が令和６年２月２１日をもって満了いたします。つきましては、知識、経験豊富な同氏を引き続き固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意をお願いするものであります。

議案第１００号も同じく、有田川町固定資産評価審査委員会委員、有田川町大字上六川１００４番地、中井理自氏の任期が令和６年２月２１日をもって満了いたします。つきましては、知識、経験豊富な同氏を、引き続き固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意をお願いするものであります。

議案第１０１号も同じく、有田川町固定資産評価審査委員会委員、有田川町大字久野原１０３２番地、大江彰一氏の任期が令和６年２月２１日をもって満了いたします。つきましては、知識、経験豊富な同氏を、引き続き固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意をお願いするものであります。

議案第１０２号は、有田川町教育委員会教育長の任命の同意についてであります。

教育委員会教育長、片嶋博氏の任期が令和6年2月22日をもって満了いたします。  
つきましては、人格が高潔で教育に関し識見を有する同氏を、引き続き教育委員会教育長に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意をお願いするものであります。

議案第103号は、有田川町教育委員会委員の任命の同意についてであります。教育委員会委員、堀内千佐子氏の任期が令和6年2月22日をもって満了いたします。  
つきましては、人格が高潔で教育に関し識見を有する同氏を、引き続き教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意をお願いするものであります。

議案第104号は、有田川町道路線の認定についてであります。有田川町大字野田地内、町道1019号線延長113.53メートルを、道路法の規定により町道の認定をお願いするものであります。

以上で、提出議案に対する私の説明を終わります。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（谷畑 進）

以上で、町長の提案理由説明が終わりました。

続きまして、補足説明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

ないようですので、提案理由の説明を終わります。

暫時休憩します。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

休憩 10時17分

再開 13時00分

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（谷畑 進）

再開いたします。

……………日程第6 議案第79号……………

○議長（谷畑 進）

日程第6、議案第79号、令和5年度有田川町一般会計補正予算第6号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第7 議案第80号……………

○議長（谷畑 進）

日程第7、議案第80号、令和5年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第8 議案第81号……………

○議長（谷畑 進）

日程第8、議案第81号、令和5年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 9 議案第 8 2 号……………

○議長（谷畑 進）

日程第 9、議案第 8 2 号、令和 5 年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第 2 号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

お諮りします。

日程の順序を変更し、日程第 1 2、議案第 8 5 号、日程第 1 5、議案第 8 8 号、日程第 1 6、議案第 8 9 号を先に審議したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第 1 2、議案第 8 5 号、日程第 1 5、議案第 8 8 号、日程第 1 6、議案第 8 9 号を先に審議することに決定しました。

……………日程第 1 2 議案第 8 5 号……………



○議長（谷畑 進）

日程第１２、議案第８５号、令和５年度有田川町下水道事業会計補正予算第３号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第１５ 議案第８８号……………

○議長（谷畑 進）

日程第１５、議案第８８号、有田川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第１６ 議案第８９号……………

○議長（谷畑 進）

日程第16、議案第89号、有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

議案第89号について質疑をさせていただきます。

この議案は、産前産後期間相当分の国保税の減免上の制度でありますけれども、これは国家でいろいろ議論されて下りてきたやつなんですけども、この免除に関わる財源について御説明をいただきたいと思います。

○議長（谷畑 進）

住民税務部長、青石万紀子君。

○住民税務部長（青石万紀子）

増谷議員の御質疑にお答えいたします。

免除された税額につきましては、その相当額を国2分の1、県4分の1、市町村で4分の1で負担することとなっております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

配分と違って、その中身の話をお聞きしたんですが、それは分かりますか。どういふところの財源を持ってくるかという話です。

○議長（谷畑 進）

住民税務部長、青石万紀子君。

○住民税務部長（青石万紀子）

市町村の分によろしいですか。地方負担分についてによろしいですか。

地方負担分については交付税措置があります。

以上です。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

この財源は交付税措置と言われましたけども、結局、その交付税措置になる元の財源から言いますと、いわゆる国が社会保障制度の審議でいろいろ論議した中で、例えば後期高齢者医療制度から持ってくるとか、そういうことでこの財源をつくっているはずなんですよ。だから制度としていいけれども、私は財源の問題から言うと納得がいかないという面がありますが、その分だけ指摘して条件付きの賛成といたします。

○議長（谷畑 進）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

お諮りします。

日程の順序を変更し、日程第 31、議案第 104 号から日程第 47、議案第 72 号までを先に審議したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第 31、議案第 104 号から日程第 47、議案第 72 号までを先に審議することに決定しました。

……………日程第 31 議案第 104 号……………

○議長（谷畑 進）

日程第 31、議案第 104 号、有田川町道路線の認定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています日程第 31、議案第 104 号については、産業建設住民常任委員会に付託して審査を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

したがって、日程第３１、議案第１０４号については、産業建設住民常任委員会に付託して審査することに決定しました。

……………日程第３２ 議案第５７号から日程第４７ 議案第７２号……………

○議長（谷畑 進）

次に、日程第３２、議案第５７号から日程第４７、議案第７２号までの１６件については、第３回定例会において決算審査特別委員会に付託されておりました。委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、林宣男君。

○決算審査特別委員会委員長（林 宣男）

決算審査特別委員会における審査経過の概要及び結果につきまして、御報告を申し上げます。

当委員会において審査いたしました案件は、令和５年第３回定例会で付託されました議案第５６号から議案第７２号までの一般会計及び特別会計の決算認定を求めることについての１６件であります。

これらの議案の審査に当たりましては、本特別委員会を１０月３０日と３１日の２日間にわたり開催し、関係する部長、課長及び担当者の出席を得て、令和４年度の主要施策の成果報告書を中心に必要な資料の提出及び詳細な説明を求め、慎重に審査いたしました。

また、審査時において、委員会として提出を求めた資料については、皆さんに配付済みであります。

それでは、個別の内容について御説明をいたします。

最初に、財務課長から、全体的な決算の概要について説明を受けました。当町の令和４年度決算は、前年度の新型コロナ対策事業として実施した子育て世帯への臨時特別給付金事業が終了したことなどにより、決算額が大幅に減少しています。

また、財政健全化について、財政指標の一つである実質公債費比率が上昇しており、今後も数年間は上昇していくことを見込み、地方債残高を抑制するために繰上償還も検討しているとの説明があり、公債費比率の今後の見込みを質疑し、比率は上昇するが健全化判断比率の範囲内であるため、健全であることを確認いたしました。

基金残高の状況については、本年度決算では増加しているが、令和５年に基金の取崩しが多いため、減少する見込みであると説明を受けました。今後は、人口減少に伴う税収や普通交付税の減少などから、一層厳しい財政運営が見込まれますが、容易に基金に頼ることなく、将来を見据えた持続可能な財政運営に努められ、今後もより一層の健全な財政運営を求めるところであります。

続いて、各課からの説明に対する主な質疑項目などについて申し上げます。

まず、財務課の所管では、歳入の財産運用収入で基金の利子収入が銀行等の預金利子が低いと減少したとの説明があり、歳出の財産管理費の増減として、老朽化によ

り危険なため、旧上六川小学校体育館撤去工事を実施したとの説明を受けました。

企画調整課の所管では、ふるさと応援寄附金を管理するためのふるさと応援事業について、申込みサイトを4か所増やして寄附の受付を行ったと説明を受けました。寄附金が目標より少ないことから、その理由や今後の対策をただしたほか、今後も出品業者との説明会を開き、出品業者を増やし、特色ある返礼品を考え、努力していくということを確認し、申込みサイトで一番上のほうに表示できるように努力してほしいと提言いたしました。また、コミュニティバス運行事業について、過疎化、人口減少により年々利用客が減っており、利用の少ないところはデマンド制にしたり、コース変更の見直しも行ったが、根本的に交通政策の在り方についての見直しが必要だと考えているとの説明も受けました。

総務課の所管につきましては、防災関係でヘリポートの箇所数や孤立集落の集落数を確認し、資料としての提出を求め、また防災行政無線の聞こえにくいなどの苦情等につきまして確認し、聞こえないところは改善してほしいと要望いたしました。

税務課の所管につきましては、県内での徴収率の状況や、町税の滞納分の徴収方法や、和歌山地方税回収機構への移管分と徴収額の説明を受け、滞納額の件数や内容を質疑いたしました。

住民課の所管では、マイナンバーカードの交付率の説明やコンビニ交付手数料を100円減額し、コロナ感染予防やカード普及促進を図ったと説明を受けました。また、国保会計の受診勧奨業務委託料の内容や特定健診委託料の受診率についてや被保険者数が減少していく中で、今後の国保会計の運営見直しについて確認し、被保険者の実態についての資料提出を求めました。

建設課の所管では、町営住宅について今後の考え方を質疑し、吉備金屋の住宅は応募をかけていくが、耐用年数の経過している住宅は危ないところもあるので、現在検討しているという説明を受けました。また、道路維持費につきまして、各地区の改修等の要望箇所は残っていないのかを確認し、要望に応えられるよう提言いたしました。

次に、環境衛生課の所管では、プラスチック収集場の再生処理委託について、委託先への処理内容を質疑し、説明を受けました。

下水道課の所管では、公共下水道事業において、農業集落排水との統合に伴う接続工事や汚水処理施設建設工事などを行ったことにより、農業集落排水事業の維持管理費が減っているとの説明を受け、公共下水道事業の総事業費について質疑をいたしました。

水道課の所管では、簡易水道事業の給水人口が減っているが、今後の運営についての見通しを質疑し、公営企業会計になっても一般会計からの補助等が必要になると説明を受けました。飲料水供給施設についても、人口減少や高齢化等で維持が難しくなっていることに対して、救済措置を考えてもらうように要望いたしました。

消防本部の所管では、消防力の人員基準や消防団員の人員などの消防体制について

確認し、また河川等の消防昇降路について消防署と消防団と連携してチェックしてほしいと要望いたしました。

次に、こども教育課の所管では、特色ある学校づくり事業の各学校の配分金額の根拠や学校図書館司書の人員配置、学力向上支援員の人員配置についてや、スクールバスの車両管理費の増加の理由などを質疑いたしました。また、病児・病後児保育事業の利用人数の内容や各町の負担金について確認し、保育所広域入所の他町から入所している人数について資料提出を求めました。

社会教育課の所管では、公民館費について今後の改修計画を質疑し、今は部分的な修繕を行っているが、今後は大規模な改修なども考えていきたいとの説明を受けました。史跡土地等購入事業で、藤並館跡の土地購入の説明を受け、今後の保存計画を質疑いたしました。また、体育館の清掃委託について、業務内容や清掃実績などについて資料提出を求めました。

地籍調査課の所管では、町内における地籍調査の進捗状況については93.3%で、業務内容について説明を受けました。

産業課の所管では、耕作放棄地の内容と今後の対策や農業総務費の修繕料の内容について質疑し、農地銀行の実施についての資料の提出を求めました。有害鳥獣対策事業について、年々被害が深刻化、広域化しており、イノシシの捕獲頭数については増加し、鹿の捕獲についても依然として多い状況が続いていると説明を受けました。また、農業振興地域整備計画変更業務については、令和5年6月に全面見直しを完了したという説明を受けました。

林務課の所管では、林業振興費の未利用材搬出補助金、林業機械購入補助金の実績について、森林環境譲与税活用事業では、町産材利用補助金や新規就業奨励金の内容について質疑いたしました。また、森林整備に係る意向調査の実施時期の説明を受けました。

商工観光課の所管では、鉄道交流館管理費において、鉄道ジオラマの今後の修繕計画を質疑し、令和5年度で修繕を行うと説明を受けました。新型コロナウイルスによる経済対策としての飲食・宿泊・サービス業等支援金の内訳の資料提出を求め、また明恵峡温泉特別会計でバイオマス発電所からの熱供給について質疑いたしました。

長寿支援課の所管につきましては、介護保険事業で介護サービス事業費が減少している理由や、次の介護保険事業計画を策定するときに人口減少などの条件の上で計画を立てるのか質疑し、人口の予測値を考えて計画を立てていくという説明を受けました。

健康推進課の所管では、不妊治療事業について受診年齢などを質疑し、年齢別の資料提出を求めました。また、予防接種事業の子宮頸がんワクチン接種につきましては、接種率の減少理由を質疑いたしました。新型コロナ対策として、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業で延べ2万8,301人の接種を実施しているとの説明も受

けました。

やすらぎ福祉課の所管では、コロナ対策で非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業や電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業や子育て世帯生活支援特別給付金事業等が実施されたとの説明も受けました。

以上で、2日間にわたる委員会での協議の結果、議案第57号、議案第58号、議案第59号、議案第63号の4議案については賛成多数、それ以外の12議案については全会一致で認定すべきものと決しましたので、御報告いたします。よろしく御審議いただき、適切な御決定をよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（谷畑 進）

以上で、決算審査特別委員会の審査の経過及び結果の報告が終わりました。

……………日程第32 議案第57号……………

○議長（谷畑 進）

日程第32、議案第57号、令和4年度有田川町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

議案第57号について、反対の立場から討論を行います。

まず第1に、近年の予算・決算を見ていますと、国の地方負担を求める施策が多くなっているという点があります。これは地方の自主性が狭まってきているということになります。

財政で見ると、基金で一般会計だけでも約136億589万円あります。特に財政調整基金は約41億4,601万円ですが、これは標準財政規模の20%の積立ての目安の20億4,000万円からいうと現在の2倍の保有になっていますから、現在はためていないという答弁でありました。基金を多くためていることで財務省や財界などは地方交付税の削減を主張しております。ですから、例えば町道など改修がなかなか進まない中で2億円もあれば区の要望に応えられるという試算もありますから、このような活用も一つの方法だと考えます。

さて、物価高騰や消費税10%、インボイス、新型コロナウイルスなどで町民の暮らしはもちろん、町も負担が増えています。国はもっと町に物価対策など予算措置をすべきであります。

第2に、職員の正規化と充足の問題があります。職員全体で見ますと、276人が

正規職員で252人が会計年度任用職員、47.7%も占めています。そして、資格の必要な職員の保育士で見えておりますと、保育士全体で157人ですが、正規保育士は62人で39.5%しかありません。そして、保育士の不足や保育士が足りないために、上の子が保育所へ行っていて、下の子が生まれると退園になるケースや、また偏らない範囲での希望する保育所へ入れない問題も出てまいります。子育て支援の立場から、2歳児までで月10時間という誰でも通園保育でなく、保育希望者全員入所できる体制を取るべきであります。また、今後の保育所の統合がなされないか危惧いたします。

さらに土曜保育は、年間公定価格300日で計算されていますから、開設しないと減算調整となりますから、清水保育所で希望があっても開設できない状況がありますから、国に緩和を求めるべきであります。

また、消防職員の充足で言いますと、消防力の人員基準が94人に対して条例定数は71人です。これは最低基準であります。条例定数を満たしていても85.5%の充足率であります。しかも採用しても数年は消防学校等へ入校するため現状の体制となります。救急搬送などが多くなり、また防災上からも早く条例定数の71人体制にすべきです。

第3に、町内全ての公立保育所の給食が民間委託になっている点であります。

第4に、特定健診の受診勧奨を勧めながら、体制的に健診日数を増やせる状況にありません。また、人間ドック、脳ドックの両方を受診できなくなっています。早期発見・早期治療の観点から体制を強化すべきです。

第5に、物価高騰の中、地域経済が疲弊しています。最賃のさらなる引上げや地域経済の活性化の観点から、せめて需用費の消耗品費や修繕料、また備品購入費などの地元発注をさらに意識的に高めるべきであります。

第6に、生活扶助基準の引下げにより、様々な福祉制度など受けられる基準が引き下がり、負担増や対象から外れる場合が出てくることです。

第7に、巨大風力発電や太陽光発電計画がどんどん参入してくる中で、壊すと二度と戻らない自然環境を壊して建設されたり、建設しようとする中で建設を自由にさせないための規制、経済産業大臣も条例での規制することを認めていますから条例をつくるべきであります。さらに自然環境保護条例をつくるべきであります。

第8に、清水や金屋地域の過疎化が進み、災害時に孤立する集落が46も想定されていることにも表れています。特別の対策を取るべきであります。

第9に、社会保障給付費の削減に使うということで導入されたマイナンバーカードの普及に取り組まされていることであります。

第10に、平成23年度から毎年住民基本台帳を閲覧から文章で渡していることです。令和4年度は、平成19年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた112人の名簿を渡しております。また、除外申請できることを周知していませんから周



知すべきであります。

第 11 に、中学校女子トイレに生理用品を備えるべきであります。

第 12 に、万博首長連合負担金 10 万円ですが、参加が極めて少ないということがあります。令和 5 年 10 月現在ということになりますけれども、それでも参加表明した自治体が県下で 4 自治体の 13 % しかありません。

以上申し上げましたけれども、しかし一方で町民の要望を酌み上げた事業や福祉施策や道路予算、各区からの要望を反映したものにもなっている点もありますけれども、先ほど述べた理由により反対討論といたします。

○議長（谷畑 進）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（谷畑 進）

挙手多数であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

……………日程第 33 議案第 58 号……………

○議長（谷畑 進）

日程第 33、議案第 58 号、令和 4 年度有田川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

14 番、増谷憲君。

○14 番（増谷 憲）

議案第 58 号について、反対の立場から討論を行います。

国保制度は、加入者同士が支え合う相互扶助制度ではありません。加入者全員に医療を社会が保障していく社会保障制度であると国保法第 1 条で明記されています。そして、協会健保のように事業主負担がないため、被保険者への負担増が大きくなります。また、就学前までは半額になりましたけれども、子供からも税を取る計算になっ

ています。

さて、具体的に申し上げますと、第1に、国保の所得ゼロから100万円以下の被保険者が2,883人、全体の41%を占めます。また、7割か2割軽減を受けている被保険者は3,983人で57%になります。負担能力以上の納税を強いられています。ですから、資格証明発行が36件、短期証明書発行が143件あります。こういう実態があるわけです。

第2に、高額療養費は住民税課税の70歳以上の負担上限額を引き上げました。外来で月2,000円、入院で1万3,200円負担増になっています。

第3に、国保税は応益割と応能割の比率が50対50に設定されています。そのため限度額を引き上げると、その負担は結局加入者全員に及ぶことになります。

第4に、国保広域化を進めております。後期高齢者医療制度のように市町村独自で決められなくなり、国保財政が赤字のところの市町村の赤字分まで応分の負担を強いられることになります。特に4方式の課税方法で、固定資産税がかかっていた国保税の課税に反映されるのが廃止されることにより、その分の課税が所得割率の引上げになります。例えば、夫が所得150万円、妻は無職、子ども二人だと5割軽減がきいても国保税は20万8,300円、母の所得150万円、子ども一人だと軽減なしで国保税が22万8,900円となります。

しかし、これは所得に応じた段階的な所得割率でないため、取得割率の大幅な引上げや世帯割や人数割の額を引き上げることになります。

第5に、国保基金ですが、1億2,600万円弱を取り崩しても4億1,103万円あります。町人口1人当たりで見ますと約1万6,000円、国保被保険者数で割りますと約1人当たり約5万6,000円にもなります。ですから、国保税の引下げに使うべきであります。

第6に、国保被保険者数が近年年々減少してきております。平成24年度と比較しますと74%の減少をしております。ですから、国保運営にも影響が出てくると推察いたします。担当課の答弁でも、国保基金約1億2,599万円を取り崩した理由の中で、被保険者が予想よりも減少したと答弁しております。ですから、国庫負担金を元の45%へ戻すことと、全国知事会は、町村会も一緒ですけれども、1兆円の国費を投入して、世帯割、人数割を廃止して負担を軽くするよう求めています。これは国保税の負担が重いということを認識して指摘しているわけであります。

以上の理由により、反対討論とさせていただきます。

○議長（谷畑 進）

ほかに討論はありあませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（谷畑 進）

挙手多数であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

……………日程第34 議案第59号……………

○議長（谷畑 進）

日程第34、議案第59号、令和4年度有田川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

議案第59号について、反対の立場から討論を行います。

まず、国は医療費の削減を目的に、全世代型社会保障制度とって社会保障の削減を主張してまいりました。その削減の中心になっているのが、後期高齢者医療制度であります。なぜ75歳以上なのかであります。75歳以上は病気やけがのリスクが高いからという理由であります。

しかし、本当の狙いは、老人保健制度の国庫負担割45%から35%に減らし、さらに国庫負担を減らすのが目的であります。この制度の問題は、所得ゼロの被保険者が3,759人、被保険者数全体の81%、また7割から2割の軽減を受けている被保険者は3,550人の75.8%も占めているというように、被保険者の家計状況を無視した制度になっているからであります。

そして、保険料の所得割や均等割額を2年に1回変える仕組みにしています。県後期高齢者医療広域連合の試算でも75歳以上独り世帯の場合で年金収入210万円、また世帯主が子供で75歳以上高齢者が1人の場合の年金収入210万円の世帯も負担増となります。さらに75歳単身世帯で年金収入80万円の方が世帯主の子供と同一世帯になりますと保険料が一気に10倍にもなってしまうケースも出てまいります。医療制度導入時には1割負担で心配なく医療が受けられると説明していたことを早くも反故にしています。

また、75歳以上の被保険者は、病気やけがになるリスクが高いというのであれば

健診をしっかりすべきですが、例えばドックは81人の被保険者全体の1.7%しか受診していないように健康対策も十分ケアできていない状況であります。

よって、以上の理由により反対討論といたします。

○議長（谷畑 進）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（谷畑 進）

挙手多数であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

……………日程第35 議案第60号……………

○議長（谷畑 進）

日程第35、議案第60号、令和4年度有田川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

……………日程第36 議案第61号……………

○議長（谷畑 進）

日程第３６、議案第６１号、令和４年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

……………日程第３７ 議案第６２号……………

○議長（谷畑 進）

日程第３７、議案第６２号、令和４年度有田川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

○議長（谷畑 進）

日程第38、議案第63号、令和4年度有田川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

議案第63号について、反対の立場から討論を行います。

公共下水道事業は、進めるほど莫大な先行投資となります。最終的に250億円前後の事業計画になるとも言われています。さらに雨水対策などを入れますと、300億円近い事業となってしまいます。これらは後年度負担となりますから、現在でも公共下水道の地方債残高が令和4年度決算で約84億8,864万円、地方債全体の中で33%も占めております。これは全町民1人当たり33万2,000円、また令和4年度の加入戸数で割りますと1戸当たり約295万6,000円にもなります。企業会計の独立採算制から見ますと、使用料収入だけでは賄えませんから、赤字部分は一般会計からの繰入れとならざるを得ません。

公共下水道事業は、とにかく先行投資で行っていますから、つなぎ込みも早期にしていかなないと、歳入面から見ますと町全体の財政に今後重くのしかかってまいります。今コロナ禍の中、また物価高騰や景気が悪く家計の落ち込みの中で、つなぎ込み率も鈍化してこないかということが心配されます。

早くつなぎ込んでもらうために早く早期接続奨励金で進めてまいりましたが、接続率はそう高くなっていないのが現状ではないでしょうか。農業集落排水事業では、五つの地域の中で十数年たっている現在においても、90%台が最高であります。町長が答弁していた80%台の接続率では経営が成り立ちません。また、吉備地域といっても人口がいつまで維持されるか不透明な部分もあります。

また、年数がたつと維持管理費が増えてくる可能性があります。そうなりますと、使用料収入では維持できなくなってしまうと思います。令和4年度の収支はとんと言いますけれども、一般会計から繰り入れてのことですから、今後使用料の引上げや一般会計からのさらなる繰入れが必要となってくるのではないのでしょうか。そういう点から言いますと、将来の財政状況がまさに危惧されるということを申し上げまして反対討論といたします。

○議長（谷畑 進）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（谷畑 進）

挙手多数であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

……………日程第３９ 議案第６４号……………

○議長（谷畑 進）

日程第３９、議案第６４号、令和４年度有田川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

……………日程第４０ 議案第６５号……………

○議長（谷畑 進）

日程第４０、議案第６５号、令和４年度有田川町簡易排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

……………日程第４１ 議案第６６号……………

○議長（谷畑 進）

日程第４１、議案第６６号、令和４年度有田川町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

……………日程第４２ 議案第６７号……………

○議長（谷畑 進）

日程第４２、議案第６７号、令和４年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。



委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

……………日程第４３ 議案第６８号……………

○議長（谷畑 進）

日程第４３、議案第６８号、令和４年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

……………日程第４４ 議案第６９号……………

○議長（谷畑 進）

日程第４４、議案第６９号、令和４年度有田川町栗生財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

……………日程第４５ 議案第７０号……………

○議長（谷畑 進）

日程第４５、議案第７０号、令和４年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

……………日程第４６ 議案第７１号……………

○議長（谷畑 進）

日程第４６、議案第７１号、令和４年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

……………日程第４７ 議案第７２号……………

○議長（谷畑 進）

日程第４７、議案第７２号、令和４年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

お諮りします。

日程第 10、議案第 83 号、日程第 11、議案第 84 号、日程第 13、議案第 86 号、日程第 14、議案第 87 号、日程第 17、議案第 90 号から日程第 30、議案第 103 号までを提案理由の説明だけにとどめ、議案調査のため審議を中止したいと思います、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

本日の会議は、これで延会にしたいと思います。

なお、次回の本会議は 12 月 14 日、木曜日、午前 9 時 30 分に開議します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

延会 13 時 55 分